

下水道使用料・軽自動車税のコンビニエンスストア納付が始まります

下水道使用料や軽自動車税は、これまででは市役所か金融機関などでの窓口支払いや口座振替に限られていましたが、下水道使用料は4月から、軽自動車税は5月から、納期限またはコンビニ支払期限内であれば納付書に記載している全国のコンビニエンスストアで、いつでも納付できるようになります。

納付できるコンビニエンスストア
セブン・イレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、ポプラ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、エブリワン、ココストア、ヤマザキスペース、シャルパートナーシップ など
※納付できるコンビニエンスストアは納付書の裏面に記載

バーコードが印字された新しい納付書



コンビニエンスストアでの納付の注意点

- バーコードが印字された納付書でないと取扱いができません
- コンビニエンスストアで納付した場合、納付書の確認ができるまで最大で2週間程度かかり、金融機関で納付した場合と比べて時間がかかる場合があります。
早急に納税証明等が必要な場合は、コンビニエンスストアで納付した際の領収書を収納課へ持参してください

問

- 下水道使用料
下水道課管理係
☎72-2111内線342
- 軽自動車税
収納課収納係
☎72-2111内線132

小郡市協働のまちづくり 実施計画策定のための ワークショップ参加者募集

市では、平成24年度から「協働のまちづくり推進事業」として、地域の皆さんが互いに連携・協力しながら、校区におけるまちづくりを推進していく事業に取り組んでいます。

そこで平成26年度に協働のまちづくり実施計画を策定するため、市民参加型会議（ワークショップ）を開催します。ワークショップでは5グループにわかれ、コーディネーターの進行により自由に意見を出し合います。

小郡市の協働のまちづくりについて、皆さんと一緒に考えてみませんか。お気軽にご参加ください。なお、出された意見は、協働のまちづくり実施計画策定の基礎資料とさせていただきます。

申問 協働推進課
コミュニティ推進係
☎72-2111内線252
☎73-4466
📧community-s@city.ogori.lg.jp

期日 5月17日(土)、
6月21日(土)、
7月19日(土)

時間 午前10時～正午

会場 あすてらす2階視聴覚室

定員 30人程度(先着順)

応募条件 全日程に参加できる人
※10月に開催を予定しているフォーラムの企画・立案もしていただきます

コーディネーター 十時裕さん(福岡県まちづくり専門家・福岡市地域活動アドバイザー)

申込方法 電話または申込用紙をファクス、Eメール、持参、郵送のいずれかで申込み

※申込用紙は、市ホームページまたは協働推進課でも配布しています

※電話・持参は平日の午前8時30分～午後5時

申込締切 4月25日(金)

午後5時

住宅用太陽光発電システム設置にかかる費用を補助します

市は、太陽光発電システムを自宅に設置する人に補助金を交付します。

詳細は、ホームページまたはお問い合わせください。

受付開始日 4月1日(火)～

※工事の着工前(システム付建売住宅の場合は引渡し前)に申請してください

補助件数

予算900万円の範囲内で補助(150件程度)

※ホームページに受付件数と残額数を掲載します

補助金額

太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり2万円(上限額6万円)

対象 市町村税の滞納がない次のいずれかの人

①自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する人(既存住宅)

②市内に自ら居住する住宅を建築し、太陽光発電システムを設置する人(新築・改築)

③市内に太陽光発電システムが設置されている住宅を自ら居住するために購入する人(建売)

※以前に同一の住宅に対する市の補助金を受けた人は対象外

対象システム

次の要件を全て満たすシステム

- ①設置前(システム付建売住宅の場合は引渡し前)で、未使用のもの
 - ②電力会社の配電線と連系し、自家用を超える余剰分を電力会社に売電できるもの
- ※全量売電は対象外

申 問 生活環境課環境係
(南別館1階)
☎72-2111内線152

住宅改修工事に補助します

市は、地域経済の活性化を図るため、市内の施工業者が市民から住宅の改修工事の発注を受けて工事する場合、工事を発注した市民に経費の一部を補助します。

対象 次の要件に全て該当する人

①小郡市民である人

②住宅の所有者で当該住宅に居住している人

③世帯全員(18歳以下を除く)に市税の滞納が無い人

④この補助金の交付を受けたことがない人

対象となる改修工事

- 次の要件を全て満たす工事
- ・市内の施工業者が請け負う工事
 - ・10万円以上の工事(消費税除く)
 - ・着工前の工事
 - ・平成27年3月31日までに工事完了届が提出できる工事
- ※増築工事、外構工事、家具や電気製品購入などに伴う取付工事は対象外

補助金額

対象工事費(消費税除く)の10%で、10万円を限度(千円未満切捨て)

申請受付開始

4月1日(火)／午前9時～市役所南別館3階で受付

※予算額に達した時点で終了

申込方法

「補助金交付申請書」に必要書類を添えて、持参(受付時間 午前9時～午後5時)

※必要書類は商工・企業立地課窓口やホームページで入手できます

申請についての注意点

- ・事前に改修工事の内容などについてご相談ください
- ・この補助金をかたった詐欺にご注意ください
- ・交付申請から、決定までに3週間程度かかります
- ・交付申請後に、工事の内容が変更になり補助額が変更になる場合は、変更交付申請を行う必要があります

申 問 商工・企業立地課
商工観光係
(南別館3階)
☎72-2111内線142

小郡市景観審議会委員募集

市は、更なる良好な住環境の維持・向上を図るため、本市における景観形成に関する必要な事項を調査・審議するとともに、景観計画策定を進めていきます。

市民の皆さんの幅広い意見を活かしながら、協働で景観づくりを行うために、小郡市景観審議会の委員を公募します。

応募資格 小郡市の景観およびまちづくりに関心があり、次の要件に該当する人

- ①本市に居住している満20歳以上の
人(平成26年4月1日現在)
- ②国もしくは地方公共団体の議員
または市の常勤の職員でない人
- ③市の附属機関などの委員を3機
関以上兼ねていない人
- ④平日に開催する審議会に出席可
能な人

任期

委嘱の日から2年間

募集人員 2人

申問 都市計画課計画係
(西別館3階)
☎72-2111内線352
☎73-0571
✉toshi@city.ogori.lg.jp
☎838-0198
小郡市小郡255-1

活動内容 小郡市景観審議会へ出席し、小郡市における景観に関することおよび景観計画策定において、さまざまな観点から意見を述べていただきます。

報酬

審議会1回につき4,700円

応募方法

「公募委員申込書」に必要な事項を明記し、テーマ「景観によるまちづくり」による小論文(400～800字以下)を作成し、持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで提出

※要項・申込書はホームページか都市計画課で配布

※応募書類は返却しません

募集締切

4月25日(金)午後5時必着

選考方法

応募書類の内容を総合的に判断し、選考。選考結果は文書で通知します

「スポーツの力」で、活力ある地域社会を JAPAN SPORT NETWORK 共同宣言へ署名しました

2月27日、国立霞ヶ丘競技場で行われた「JAPAN SPORT NETWORK 共同宣言署名式」に平安市長が参加し、共同宣言への署名を行いました。

この署名式は、「JAPAN SPORT NETWORK」に加入する地方公共団体などが、より良いスポーツ事業を運営するため、情報の共有や人

的ネットワークによる交流事業などを図っていくことを宣言するものです。

市は、今後、日本スポーツ振興センターをはじめ、全国の地方公共団体と連携しながら、より良いスポーツ事業の運営が図れるように、各団体と協力して取り組んでいきます。



日本スポーツ振興センターの河野一郎理事長(写真右)と平安市長



当日は全国から12市町村が参加し、署名を行いました

問 スポーツ振興課管理係
☎72-2111内線552